

丸窓及び角窓の内蓋の省略に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

丸窓及び角窓の内蓋の省略に関する事項

改正理由

2003 年の国際満載喫水線条約の改正に伴い，IACS において統一解釈 LL シリーズの見直しが行われた。その中で，IACS 統一解釈 LL46 及び LL62 に関して，甲板室上に配置される甲板室の取り扱いについて議論が行われた。

その結果，甲板室上に配置される甲板室頂部の開口についても適切な閉鎖装置により開口を保護すること及び，甲板室上に配置される甲板室を乾舷甲板上第二層として取り扱うことが合意され，それぞれ IACS 統一解釈 LL46(Rev.3)及び LL62(Rev.1)として採択された。

IACS 統一解釈 LL46(Rev.3)の改正内容は，本会関連規定にて既に担保できていることから，今般，IACS 統一解釈 LL62(Rev.1)に基づき，関連規定を改めた。

改正内容

丸窓及び角窓の内蓋が省略可能となる場所を明確化した。